

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 9 号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（葬祭補償の額） 第 1 3 条 条例第 2 1 条に規定する規則で定める金額は、<u>3 3 万円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する額を加えた金額とする。	（葬祭補償の額） 第 1 3 条 条例第 2 1 条に規定する規則で定める金額は、<u>3 1 万 5 , 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。